

○ 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日16経営第8953号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 資金の貸付条件について 本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、<u>令和3年3月31日</u>までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">○○県（都道府）農業経営負担軽減支援資金利子補給規程例</p> <p>（利子補給率）</p> <p>第2条 本資金の利子補給率は、次のとおりとする。 <u>令和○年○月○日以降貸付金</u> ○. ○%</p> <p>附 則 この規程は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書例</p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p>○○県（都道府）知事 氏 名 印 ○○農業協同組合代表理事組合長 氏 名 印</p>	<p>第2 資金の貸付条件について 本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、<u>平成32年3月31日</u>までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">○○県（都道府）農業経営負担軽減支援資金利子補給規程例</p> <p>（利子補給率）</p> <p>第2条 本資金の利子補給率は、次のとおりとする。 <u>平成○年○月○日以降貸付金</u> ○. ○%</p> <p>附 則 この規程は、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書例</p> <p><u>平成 年 月 日</u></p> <p>○○県（都道府）知事 氏 名 印 ○○農業協同組合代表理事組合長 氏 名 印</p>

別紙3

別紙3

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書例

〇〇県（都道府）知事 殿

令和 年 月 日

住所
申請者 (融資機関名)
(代表者氏名)

印

下記の農業経営負担軽減支援資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの相手方	貸付 予定額	貸付予定時期 令和 年 月 日 (略)	貸付利率 %	利子 補給率 %	据置 期間	償還 期限	債務保証 委託		備考
							有	無	

- 注：1 債務保証委託は、〇〇県（都道府）農業信用基金協会に対するもの。
 2 借入申込書の写しを添付すること。
 3 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第3の1の経営改善計画書を添付すること。

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書例

〇〇県（都道府）知事 殿

平成 年 月 日

住所
申請者 (融資機関名)
(代表者氏名)

印

下記の農業経営負担軽減支援資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの相手方	貸付 予定額	貸付予定時期 平成 年 月 日 (略)	貸付利率 %	利子 補給率 %	据置 期間	償還 期限	債務保証 委託		備考
							有	無	

- 注：1 債務保証委託は、〇〇県（都道府）農業信用基金協会に対するもの。
 2 借入申込書の写しを添付すること。
 3 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第3の1の経営改善計画書を添付すること。

附 則（令和2年3月30日元経営第3174号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

○ 農業経営改善促進資金の資金供給の基本契約例（平成10年6月17日10農経A第885号農林水産省経済局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
資金供給に関する基本契約書例	資金供給に関する基本契約書例
<p>この契約を証するためにこの契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、その写しを〇〇県（都道府）に提出するものとする。</p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p>甲 〇〇県（都道府）農業信用基金協会会長理事 氏 名 乙 （融資機関）</p>	<p>この契約を証するためにこの契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、その写しを〇〇県（都道府）に提出するものとする。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p>甲 〇〇県（都道府）農業信用基金協会会長理事 氏 名 乙 （融資機関）</p>

附 則（令和2年3月30日元経第3174号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。